

青森県報

第六百七十七号

令和五年
十月二十日
(金曜日)

目次

告 示

○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……一

公 告

○農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……一
○県営土地改良事業計画の変更の決定……………(農村整備課) ……三

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……三
○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……四
○政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……四
○政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……四
○政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……四

公安委員会

○マイクロソフトポリウムライセンス賃貸借契約(R五・二〇二三)に係る一般競争入札……………(会計課) ……五
○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(同) ……六

告 示

青森県告示第六百十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和五年十月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日
ハッピー調剤薬局弘前浜の町店	弘前市浜の町西一丁目五の二一	令和 五二〇・〇

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百号)第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和五年十月二十日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和五年十月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
吉崎 真武	弘前市	青森市浪岡大字杉沢字山元四五四の三二二三
吉崎 真武	弘前市	青森市浪岡大字増館字宮元二六ほか五筆
川田 和也	青森市	青森市大字清水字生田三三〇ほか一筆

葛西 直仁	株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字薄市字飛石三〇九 ほか一筆
	株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町		東津軽郡平内町大字小湊字観音八八 ほか三筆
	株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町		東津軽郡平内町大字小湊字観音一一六 の一ほか二筆
	株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町		東津軽郡平内町大字小湊字観音一一八
	株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町		東津軽郡平内町大字小湊字観音八六
	株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町		東津軽郡平内町大字小湊字観音八五 ほか一筆
	株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町		東津軽郡平内町大字小湊字観音八〇の 一
	株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町		東津軽郡平内町大字小湊字観音八二 ほか三筆
	株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町		東津軽郡平内町大字小湊字観音八〇の 二
	株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町		東津軽郡平内町大字小湊字観音七九
	株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町		東津軽郡平内町大字小湊字赤明堂九の 二
	株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町		東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下一五 の五
	株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町		東津軽郡平内町大字小湊字観音八一
	株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町		東津軽郡平内町大字福館字大久保八三
	株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町		東津軽郡平内町大字小湊字観音一一一
	株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町		青森市浪岡大字樽沢字新里三二六の三
	株式会社マルサン フアーム	東津軽郡平内町		青森市浪岡大字樽沢字新里三二六の一

高橋 淳	株式会社TONO	三沢市	上北郡おいらせ町浜道八八六
岡田 幸将	株式会社TONO	上北郡六戸町	上北郡六戸町大字犬落瀬字高館八三の 一八
株式会社TONO	五所川原市	北津軽郡中泊町大字宮野沢字蛭沢四二 八の一ほか二筆	
株式会社TONO	五所川原市	北津軽郡中泊町大字宮川字霞五二八の 一ほか四筆	
株式会社TONO	五所川原市	北津軽郡中泊町大字深郷田字甘木二六 四ほか六筆	
株式会社TONO	五所川原市	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮四三 七一	
株式会社TONO	五所川原市	北津軽郡中泊町大字八幡字盛山四〇七 の一ほか九筆	
株式会社TONO	五所川原市	北津軽郡中泊町大字八幡字八幡一一三 ほか六筆	
株式会社TONO	五所川原市	北津軽郡中泊町大字福浦字松野尾八八 の二ほか一筆	
株式会社TONO	五所川原市	北津軽郡中泊町大字八幡字八幡八九の 一ほか四筆	
株式会社TONO	五所川原市	北津軽郡中泊町大字八幡字池田一一六 ほか一筆	
株式会社TONO	五所川原市	北津軽郡中泊町大字八幡字日向二五一 ほか九筆	
株式会社TONO	五所川原市	北津軽郡中泊町大字八幡字八幡一一一 ほか四筆	
株式会社TONO	五所川原市	北津軽郡中泊町大字深郷田字甘木二八 八	
株式会社TONO	五所川原市	北津軽郡中泊町大字八幡字盛山四二一 ほか一筆	
松館 俊典	五所川原市	北津軽郡中泊町大字薄市字飛石一九〇 の三四	

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、土場川地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（区画整理））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和五年十月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和五年十月二十三日から同年十一月二十日まで
- 三 縦覧の場所
七戸町役場、東北町役場

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年十月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部
政党の支部
法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所所在地	公職の種類（第一号）	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	年 届 月 日 出
日本維新の会衆議院青森県第3選挙区支部	長坂 淳也	長坂 奈苗	八戸市売市三丁目六の一〇	衆議院議員	○	令和五・九・二

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所所在地	年 届 月 日 出
小橋昭裕後援会	三枝 玄尚	庭田 正男	三戸郡南部町大字杉沢字ヲカハミ一五の五	令和五・九・一
畑中としあき後援会	畑中 稔朗	杉本 文悦	下北郡東通村大字蒲野沢字千鳥道四六の五	五・九・四
田澤隆後援会	葛西 修一	葛西 修一	南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字村元二八の一	五・九・五
野中たかゆき後援会	野中 貴健	吉井 亜希子	むつ市大畑町本町三七の一	五・九・五
長内勝靖後援会	長内 勝靖	長内 勝靖	北津軽郡鶴田町大字木筒字上藤代二三の二	五・九・八

沼畑俊吉後援会	橋本 憲章	沼畑 幸元	三戸郡南部町大字 相内字荒屋敷九の 三	五・九・二四
一戸雅人後援会	澁谷 信一	一戸 祐治	北津軽郡鶴田町大 字山道字大笹二三	五・九・二五

青森県選挙管理委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和五年十月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名) 藤川友信後援会 (藤川 友信)	異動事項	新	旧	異 年 月 日 動
代表者	田嶋 悟	高松 由蔵	令 和 四・九・三〇	五・八・三一
たしまさこる後援 会 (田嶋 悟)	代表者	藤川 眞利子	大坂 勉	令 和 四・九・三〇

青森県選挙管理委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同法第三項の規定により告示する。

令和五年十月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
山田恵治後援会	吉井 秀明	令和五・八・三

青森県選挙管理委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年十月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
畑中 稔朗	東通村長	畑中としあき後援会	下北郡東通村大字 蒲野沢字千鳥道四 六の五	令 和 五・九・一

青森県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年十月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日

藤川 友信

藤川友信後援会

令和 四・三〇〇

公安委員会

マイクロソフトポリウムライセンス賃貸借契約（R五・二〇二三）に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和五年十月二十日

青森県警察本部長 磯 丈 男

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間におけるライセンスの調達、設定等の事務手続を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

マイクロソフトポリウムライセンス 一式

二 賃貸借期間

令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日まで。ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）一の規定により、OA機器の賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくは

これに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入するライセンスについて、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び履行体制等が整備されていることを証明した者であること。

四 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、申請書により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に関係書類を添えて、令和五年十一月十三日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七―七二三―四二二一

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七―七二三―四二二一

2 入札書の提出期限

令和五年十二月一日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部六階会議室

令和五年十二月一日 午前十一時五分

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二

号の規定により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

(賃借期間中初年度の契約金額(翌年度以降は各年度の契約金額)の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度についても同様とする。)

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札参加者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち三か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和五年度の契約金額とする。ただし、令和六年度の契約金額は、落札価格に九を乗じた額を三で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

- (1) Software License
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

11:00 A.M. December 1, 2023

3 Contact point for the notice:

Supply Section,
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shinmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十月二十日

青森県警察本部長 磯 丈 男

一 物品等の名称及び数量

県内WAN通信機器等(共通基盤免許系)賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和五年九月二十五日

五 落札者の名称及び住所

株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目四の一

六 落札金額

五十一万五千百七十円

七 落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和五年八月十六日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭